



古代の加西と 播磨国風土記

播磨国賀毛郡がみえる！
古代加西の手引書



加西市
播磨国風土記
1300年祭実行委員会



古代の加西に心馳せて

今から約一三〇〇年前に編纂された『播磨国風土記』には、奈良時代初期七一三年五月の官令により作成が命じられた地誌で、七一五年頃に編纂されたものと見られています。この日本最古の地誌である播磨国風土記には、地名の由来や土地の伝承、土地の肥沃さなどが記されており、当時の生活や文化、自然、人やものの移動など、様々なことをうかがい知ることができます。

『播磨国風土記』には、根日女の伝説の舞台である玉丘古墳をはじめ、加西の地が多数登場します。編纂一三〇〇年となる平成二十七年に向けて、市民の皆さまと共に、風土記を学び、古代の加西を知ること、「ふるさと加西」に対する愛着や誇りを育み、未来に向けて地域の絆をつなぎ、伝統を発展的に継承していきます。また、市外へも積極的に加西の魅力を発信していきます。「ふるさと加西」を多くの皆さまに知っていただきたい、そんな思いを込め、このガイドブックを作りました。

是非とも加西を訪れてみてください。そして、ゆっくりと巡ってください。きっと新しい発見や魅力を感じ取っていただけたと思います。これを機会に多くの皆さまにお越しいただくことをお待ちしております。

平成二十五年十一月一日

加西市長 西村和平

播磨国風土記 1300 年祭のナビゲーター



ねっぴ〜

ふるさと加西観光大使、このたび播磨国風土記 1300 年祭のイメージキャラクターに抜擢された。



フドッキー博士

『播磨国風土記』のことはなんでも知っている博士。鼻とヒゲが前方後円墳の形になっている。

『播磨国風土記』編纂がはじまる

今をさかのぼること一三〇〇年前の和銅六年（七一一）五月、奈良平城の都で、全国六〇余国に命令が発せられます。

その命令の内容は、各国ごとに

- ① 郡や里などの地名に好字（漢字二字）を用いる
 - ② 郡内の物産品目
 - ③ 土地の肥沃度
 - ④ 山川原野の名と、その由来
 - ⑤ 土地の伝承
- 以上をまとめた報告書の提出を命じるものでした。

◇日本の新しい国づくり

命令を受けた播磨国でも報告書の作成に着手します。幸い播磨国府（役所）には文才のある楽浪河内が務めていました。彼が主体となり報告書の作成が始まります。

この命令により各国から提出された報告書を、後に国名をつけ『〇〇国風土記』と呼ぶようになります。

当時大陸には、唐が巨大帝国を築き、東アジアに君臨していました。唐は、中央アジアはもとよりヨーロッパの東部まで、その勢力を及ぼしていました。

有能官人であり文人の楽浪河内

楽浪河内は百済系の渡来人楽浪氏の一族です。播磨国府（播磨の国庁）では、文書を取り扱う「大目」という役職に就いていました。

河内は前年の和銅五年に、倉を建設した功績により朝廷から表彰されるなど、有能な実務官人でした。

また、『万葉集』に彼の和歌が採録されるなど文人としても、きらめく才能を有していました。

故郷は 遠くもあらず 一重山

越ゆるがからに 思ひぞ我がせし

我が背子と ふたりし居れば 山高み

里には月は 照らずともよし



ロップの東ローマ帝国とも交流を持つなど、世界帝国と呼べるほど繁栄し、都の長安は国際色あふれる世界最大の都市でした。

日本も唐に倣い、長安をモデルとした新しい都（平城京）の造営や法令の制定（律令）、制度の改革など、国家中枢の整備を行うとともに、地方行政の整備と軍備強化など、天皇を中心とした強力な中央集権国家の樹立をめざします。

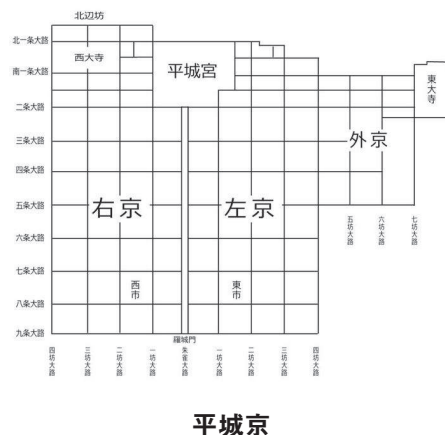
「正史」と「地誌」、「時間と空間」

日本は、文化面でも唐の影響を強く受け、文字（記録）により国家の形を示そうとします。

和銅五年（七一一）には『古事記』が献上され、並行して進められていた、「正史（国家として正式な歴史書）」である『日本書紀』も養老四年（七二〇）に完成します。

これらの歴史書が、国の成り立ちや、王朝の正統性を示す、「時間」を認識した、いわば「日本の縦軸」を記述したものです。

一方、「日本の横軸」つまり現在の「空間」としての日本を表わすた



めに編纂されたのが「地誌」である『風土記』といつてよいでしょう。

「報告書の提出を命じた諸国」＝「朝廷の支配領域」＝「日本の国土」とみなすことができます。中央の命令を地方が実行し、成果物を挙げるという行程で、中央と地方の関係を明確にするという意味もあったと思われる。

「正史」と「地誌」がそろったことで、日本は時間と空間の両面において、自らの存在を証明し、文化国家として唐からの評価が高まることを狙っていました。

こうして外交面でより良い成果を引き出し、利害が対立する可能性があった、朝鮮半島の新羅に対する国

際的な優位性を確保しようとした。

完成した？『播磨国風土記』

◇現存する『風土記』

各国で作成された『風土記』ですが、現存するのは、常陸国（茨城県）、播磨国、出雲国（島根県）、豊後国（大分県）、肥前国（佐賀県・長崎県）の五か国のみです。

このほか、二五か国の『風土記』の記述の一節が、他の古文書や書物に逸文（引用文）という形で残っています。

現在、私たちが見ることのできる『播磨国風土記』では、前文とそれ

に続く明石郡の記述、賀古郡の冒頭、中ほどの赤穂郡の記述が欠落しています。また、鎌倉時代中期に書かれた『釈日本紀』に明石郡の一部が引用文として残っています。

三条西家本を見ると、賀古郡の前端部で用紙が破れているので前文と明石郡は、破損により無くなってしまった可能性が高いのですが、赤穂郡は記述そのものがあります。

このため、『播磨国風土記』は完成したものではないとする説があります。

失われた原本

残念ながら現存する五か国の『風土記』も、朝廷に提出された原本ではなく、すべて写本で発見されています。『播磨国風土記』の場合は、平安時代後期に書き写されたもので、発見されたのは、江戸時代末期の嘉永五年（一八五二）で、京都の公家三条西家から発見されました。



しかし写本とはいえ貴重なものに変わりなく、現在は天理大学（奈良県）天理図書館で所蔵され、国宝に指定されています。

◇最も早い完成

『播磨国風土記』は「国郡里制」という行政単位で記述されています。各「国」の下に「郡」を置き、その下に五〇戸分の集落を一括りとして「里」を置きました。

この「国郡里制」ですが、霊龜元年（七一五）頃から行政単位の改編が行われ、郡の下に里に代わって「郷」が置かれます。郷は、里がそのまま郷に置き換えられたものや、複数の里をまとめ、一つの郷となる場合もありました。

郷の記述のない『播磨国風土記』は、国郡郷制が導入される以前にほぼ完成していたと考えてよいでしょう。他国の『風土記』と比較すると、

播磨国風土記	七十五年頃
常陸国風土記	七十八年頃
出雲国風土記	七三三年頃
豊後国風土記	七四〇年以前
肥前国風土記	七四〇年以前

となり、現存風土記の中で『播磨国風土記』が最も早く完成したことが分かります。編纂命令が出された七一三年から約二年（七一五年）という早期完成は、楽浪河内の手腕に

よるところかもしれません。

◇歴史から消えた風土記

風土記は、でき上がり次第国へ提出されたと考えられますが、実は延長三年（九二五）にいたって、「諸国に風土記があるもののいまだ提出されていない国があるので、早く提出するように」との命令が出されています。再提出を促された風土記は、和銅の命令に従って作成されたものがそのまま提出されたものか、あるいは新たに追加・編さんを加えられたかは不明なままです。

再び風土記が歴史上に登場するのは、『日本書紀』の注釈書である『釈日本紀』や『万葉集』の注釈書『万葉集注釈』などへの引用によります。このような風土記の利用は、およそ鎌倉時代後期までであり、江戸時代にいたるまで、風土記は再び歴史上から姿を消します。

三条西家本には、元禄一六年（一七〇三）の修理記録があることから、その存在が一部の人には知られていたと考えられています。広くその存在が知られるようになったのは、嘉永五年（一八五二）に国学者

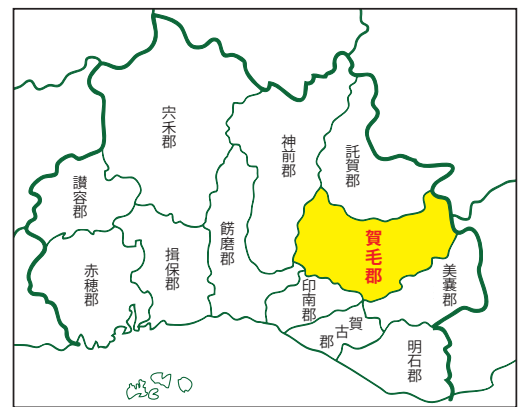
谷森善臣が写本を作成してからであり、これを契機として明治以降『播磨国風土記』を対象とした研究が多く出るようになりました。福岡町出身で「日本民俗学の父」といわれた柳田国男の兄で、歴史学者の井上通泰も風土記の研究を行っています。

◆『播磨国風土記』の様式

現在は欠損していますが、『播磨国風土記』にも前文があり、そこには編纂の経緯や完成した年が記述されていたと考えられています。前文に続いて、同じく欠損の「明石郡」

の記述があり、そこから「賀古郡」「印南郡」「飭磨郡」「揖保郡」と続き、次に欠損の「赤穂郡」、次に「讃容郡」「穴末郡」「神前郡」「託賀郡」「賀毛郡」「美囊郡」の順で記述されています。各郡の記述の順は、郡の重要度というのではなく、古代の山陽道沿いに中央に最も近い明石郡から時計回りに記述されています。

加西地域が属するのは賀毛郡で、現在の加西市・加東市・小野市、旧の加西・加東郡がおおよその範囲です。現存する『播磨国風土記』は全体で五三〇行あり、五一行が賀毛郡の記述です。十郡残っているうちの



播磨国と賀毛郡
『風土記から見る古代の播磨』『古代播磨の行政区分地図』を改編

一〇％、ほぼ平均的記述量といえるのではないのでしょうか。

『播磨国風土記』の記述は、郡ごとに記述されています。まず「郡名」と郡名由来、次に「里名」と土地評価、里名由来が続きます。さらに里に属する「場所や事象」に特徴があるものについて、その由来や関連伝承が記述されています。

◆風土記の呪術的要素

地誌である風土記には、地名由来や伝承が数多く収録されています。物事の起源を知ることが対象の支配につながるという考え方が、古代の人々にはあったようです。土地や集

団を武力や政治で制圧し、そこに連なる地霊や祖神を霊的に治めることで征服が完了します。朝廷が由来や伝承を把握することで、地方の霊的支配が、風土記の編さんの目的の一つにあったのではと考えられています。

また、記述された由来や伝承そのものにも土地支配に関わる呪術的要素を見ることができます。

現在も土地に関する物事を始めるときに地鎮祭を行うのは、このような考え方の名残といえます。

◆王者の行動と土地支配

風土記に登場する神や王者の言葉や行動には、土地支配に関する呪術的要素が含まれています。

土地に赴いたり眺望する「国見」は、目で視ることで支配下になる土地を認識します。まさに「見定める（見て平定する）」行為です。

「国占め」は、王者が祭祀を執り行い土地の神に供物を捧げること、霊的な関係を築き支配権を得る行為です。

土地の人物を召し土地の様子（国状）を聞くことは、知ることにつな

播磨国の人口は？

里を構成する基礎となる「戸」という単位は、現在の「戸」と異なり、戸主を中心とした複数世帯の集まりで、一戸は二〇人程度の集団でした。五〇戸を一つにまとめたのが里となるので、一つの里は、約一千人で構成されていたと考えてよいでしょう。

『風土記』には賀毛郡内で一二の里が記述されているので、一千人×一二里で、賀毛郡の人口は約一万二千人となります。



播磨一国の場合は、『風土記』には八里ありますが、明石郡と赤穂郡が欠落しているため、『風土記』だけでは計算できません。しかし、他の史料を併せて検証すると、現在では九五里あったことが分かっています。そこから播磨国の人口は九万五千人程度と導き出されています。

奈良時代の有力者が分かる『大智度論』写経事業



賀毛郡条には、国造黒田別や国造許麻という人物がでてきます。かつては有力な豪族層が地域を支配していました。力つけた倭王権は、この有力者たちを「国造」に任命し、彼らを通して地方の支配を行うようになり、政権の強化が進むと今度は、彼らの力を徐々に削っていきます。しかし、奈良時代になっても、生き残った有力者たちがいます。それは、天平六年（七三四）に賀茂郡の既多寺で行われた写経事業から分かります。この事業は『大智度論』という全百巻に及ぶ經典の写経で、一巻ずつの末尾に、出資者の名前が記述され、ほとんどが賀毛郡内にいた氏族であると考えられています。

この写経で一番多くの名前がみえる「針間国造氏」は、この写経事業の大スポンサーであったと考えられます。

がり、地誌編さんと同様に支配につながります。

また、発する言葉そのものにも大きな力「言霊」があります。彼らの宣言は、現実のものとなり、求めは得ると同じ意味になります。

こうした人を超越した力と折り合い、古代の人々は生きていました。

◇昔に書いた昔話

これから風土記の由来や伝承を味わうために、いくつか注意しておく点があります。

○奈良時代に地元に伝わっている伝承を集めたもので、必ず

しも事実ではないが、当時の人々の歴史認識が分かること。

○古老や語り部によって語り継がれたものをはじめて文字で記録したため、理解しやすいように文字化の段階で、奈良時代の規範や通念に沿って、細かい点が調整されているかもしれないこと。

○記述者が政治的な意図（朝廷との関連性など）を組み込んでいる可能性があること。

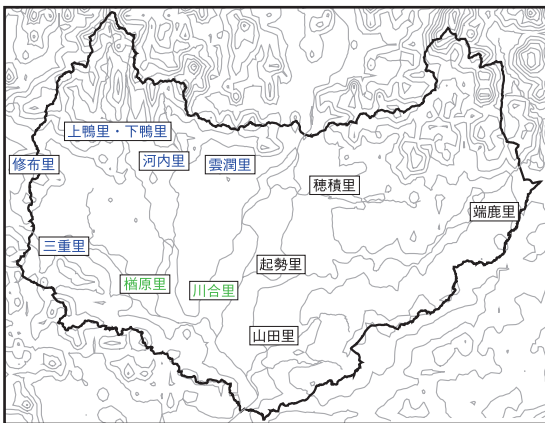
注意と書きましたが、記述の裏の面白みでもあります。

『播磨国風土記』に書かれた古代の賀茂郡

『播磨国風土記』の「賀毛郡条」は、賀毛の郡の地名の由来からはじまります。このあとに続いて一二の里についての記述がはじまります。

「上鴨里」「下鴨里」「条布里」「三重里」「檜原里」「起勢里」「山田里」「端鹿里」「穂積里」「雲潤里」「河内里」「川合里」の順に記述されています。

里という行政単位は、郡内に点在している自然集落の中から、機械的に五〇戸集めて里としていたため、現代のような境界線で仕切られた面的な領域ではありません。郡内に



『加西市史』による賀毛郡の里の比定

ある点を、近くにある五〇個の点をまとめていくと、一二の塊ができたと考えたほうが分かりやすいでしょう。

しかし、機械的に五〇戸ずつ集めて里を作ったため、人々に生活実態にそぐわなかったのでしょうか。『播磨国風土記』ができる頃に「里」は廃止され、自然村を基準にした「郷」に置き換わるようになります。

◇里はどこにあったのか？

里の場所については、多くの研究がなされていて諸説あります。里名や里の中に含まれている地名と、後世の史料に記述された地名、現在に残っている地名を比較検討することで進められていますが、残念ながらすべてを満足させるような成果は挙がっていません。

『加西市史』第一巻では、里のおおよその位置が示されています（上図参照）。加西地域が含まれる里は、上鴨里・下鴨里（在田・西在田周辺）・三条（修）布里（富田地区周辺）・三

重里（北条から下里川流域）・河内里（日吉地区周辺）・雲潤里（宇仁地区周辺と加東市の一部）・檜原里（富合・九会地区周辺と小野市の来

住地区周辺）・川合里（小野市の河合地区と富合・九会の一部）が挙げられています。

応神天皇と賀毛郡

賀毛郡内の地名伝承に最も登場する人物が品太天皇です。一般的には応神天皇と呼ばれています。私たちになじみの深いところでは、八幡神社の祭神「八幡さん」が応神天皇です。母親の神功皇后が、身重のまま三韓征伐に向かい、その帰途に誕生したとの伝説があり、谷町にある「乳

の井」には、赤子の応神天皇にこの井戸の水を、ハトが母乳の代わりに運んだという伝承が残っています。この応神天皇は、初代の神武天皇から数えて一五代目の天皇ですが、實在性が濃厚な最古の天皇といわれています。

大阪府羽曳野市の誉田御廟山古墳

（伝応神天皇陵）が、応神天皇を葬った墓と考えられています。古墳は五世紀初頭に築造されているので、その被葬者は四世紀末から五世紀初頭の人物ということになります。

また、中国宋王朝の正史『宋書』の永初二年（四二二）にある倭王「讃」に該当するのが応神天皇ではないかと考えられています。

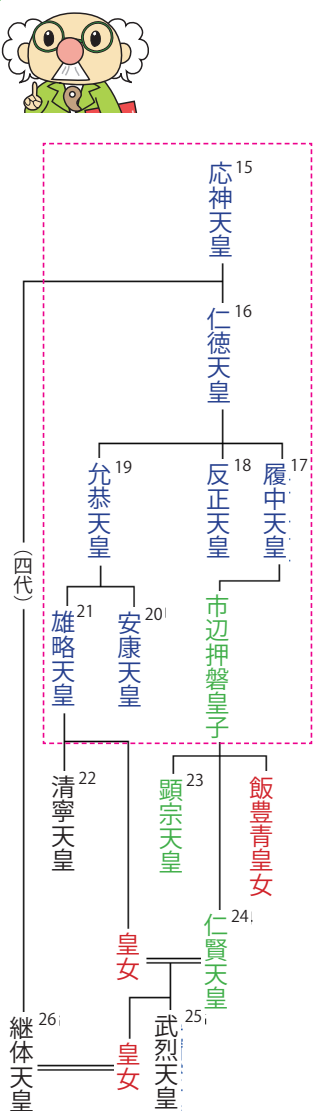
『風土記』が作られた奈良時代初めから見れば、約三〇〇年前の人物といえます。

賀毛郡と応神天皇の間にどのような関係があったのでしょうか。

倭の五王

五世紀初頭から六世紀初頭に、中国の王朝に朝貢して「倭国王」などに冊封された倭国の五人の王を総称して「倭の五王」と呼びます。各国の正史には順に「讃」「珍」「済」「興」「武」と記述されています。

この五王が、どの天皇に該当するかは諸説ありますが、最初の「讃」が応神または次代仁徳天皇、最後の「武」が雄略天皇という説が有力です。応神天皇（讃）、雄略天皇（武）を除くと、残りは三王となりますが、この間に天皇が、仁徳・履中・反正・允恭・安康と五代続いたため、誰が三王に該当するのか、古代史の謎の一つです。



◆めでたい賀毛郡

賀毛郡の地名由来には、つがいの鴨が卵を生んだことに因んだとあります。これだけ読むと伝承としては味気無く見えますが、鴨のような毎年同じ時期に飛来する渡り鳥は、周期を告げる鳥として神聖視されていました。飛来した渡り鳥が飛び去り、また飛来するというサイクルは、生命再生の象徴の一つとしてみなされていた。

中でも稲の収穫期前後から飛来する鴨は、豊穣を占う使者でもあった



国土画像情報（カラー空中写真）
国土交通省より

誉田御廟山古墳（羽曳野市）

のでしょう。鴨は越冬のため飛来するので、この地では繁殖を行っています。

そのため、鴨がこの地で生命をのみ出したことは、めでたい出来事つまり瑞兆ずいちようでした。

◇一矢二鴨伝承

賀毛郡へ巡幸した応神天皇は、修布の井の脇の木に止まった鴨を見て「何の鳥ぞ」と従者に質問します。従者の品遅部ほむちべの君前玉きみのさたまは「川に住む鴨なり」と返答します。

このやり取りだけ見ると、応神天皇は鴨を知らなかったようにみえますが、鴨に似た水鳥が木に止まって



越冬する鴨（小野市：鴨池）写真提供 小野市

いるので不思議に思い「（鴨に似ている鳥が木に止まっているが）何という鳥だ」と質問を發したのです。その答えが普通の鴨だったので、すぐさま「射よ」と命じます。通常は木に止まらない鴨が木に止まっている現象を、瑞兆（聖鳥）と捉えたのではないのでしょうか。

さらに瑞兆は続き、従者の放った一本の矢は、偶然にも二羽に当たります。矢を受けた鴨は飛んで逃げようとしませんが、途中で力尽きます。捕えた鴨は羹あつもの（汁物や煮込み料理）に調理されます。

せつかくの神獸や瑞兆を射たり食べようとするのは、すこし奇異に感じられるかもしれませんが、鴨を秋の豊穰祭に供えるため、毎年決まった時期に神事として鴨猟が行われていたようです。

神に捧げられた鴨は、その後で人が食べます。神聖な動物を神と共に食べることで、その靈力を体内に取り込もうとしています。

視点を変えると、「一矢二鴨」の伝承そのものが、応神天皇期に上下の鴨里が勢力下になったことを、鴨の瑞兆として伝承化したのかもしれない。

ません。

偉人（応神天皇）の前に土地を連想できる瑞兆（木に止まる二羽の鴨）が現れ、これを手に入れることは、



二ヶ坂 手前：賀毛郡 奥：託賀郡

神靈が土地の支配を認めたと解釈され、ここでは応神天皇による鴨里支配の正当性を示していると読むこともできます。

この伝承に登場する地名に、鴨坂・鴨谷・煮坂があります。鴨が飛び越えた山が鴨坂で、鴨が力尽きた場所が鴨谷、羹を煮た場所が煮坂。それぞれ古坂峠（北条町古坂・鴨谷町）鴨谷町、二ヶ坂（河内町）が該当すると考えられています。

◇神聖なる井戸

修布里の地名由来は、この地にある井戸に水を汲みに来た女性が吸い込まれてしまったためとなっています。

要所だった二ヶ坂

賀毛郡条では二ヶ坂を鴨の羹を煮た場所としていますが、坂の先にある託賀郡条たかの法太里にも二ヶ坂に関する別の伝承があります。そこでは、建石命たけいのみことが御冠みかんを置き讃伎日子さぬきひこの侵入を防ごうとしています。つまり「道切り」の呪いを行うことで、郡の境界を明確化しています。

一方、鴨谷に落ちた鴨を郡境まで運び羹を煮るという行為も、境界を明確化する呪術といえます。鴨（鴨里の靈的支配）を得た応神天皇が足を進め、羹を神に捧げ共食することで、里の境界を神と確認したのです。

二つの伝承から、二ヶ坂を越えるルートが古代から続く道であり、二ヶ坂が賀毛郡・託賀郡双方に記述される程、重要な場所だったことが分かります。



す。その井戸が「すふ井」と呼ばれ、それが里名の修布里となったとあります。

現代でも井戸神を祀るところがあるように、古来より飲料に適した水を安定して供給してくれる井戸は、神が宿る神聖なものと考えられていました。

鴨里の伝承で登場した二羽の鴨は、この修布井の脇に生えた木に止まっていた。神聖な鴨が止まる脇の井戸ですから、女性が吸い込まれたという事件も、私たちが感じる

ほど不吉な象徴ではなかったのでしょうか。

また、井戸を異界へ通じる入口と考える場合もあるので、吸い込まれた女性も異界へ行ってしまったというイメージがあつたのでしょうか。その後の井戸についての記述はありませんが、この地には伝承になりそうな古井戸が、奈良時代にも残っていたのではないのでしょうか。

現在、吸谷町には「修布の井戸」と呼ばれる井戸があります、それほど深くありませんが滾々と水が湧き

異界へ通じる井戸

平安時代の貴族小野篁は、福生寺（嵯峨）と六道珍皇寺（東山）の井戸から毎夜、地獄に通い閻魔大王の審判の補佐をしていたといわれています。井戸は空間と空間を結ぶ通路でもありました。

加西市内にも空間を結ぶ井戸があります。

むかし、大汝命と少彦名命が、国つくりのために播磨国にやってきました。ある時、少彦名命は紀伊国に出かけることになりました。二人の神様は別れを惜しみ、少彦名命は、「元気に暮らしている証拠に、熊野の浦から、毎日ここへ

潮水を送りましょう」と約束しました。

この潮水が送られてきているのが鎮岩町にある「潮の井」、通称「ブツブツさん」です。今でもブツブツと水が湧き上がっています。



修布の井戸（吸谷町）

出る井戸です。

修布という地名は、中世に須富荘という荘園名で再登場します。

◇白鹿の舌

修布里の伝承にも応神天皇が登場します。今度は修布里に狩りにやってきます、狩りをしていると山中で舌を噛んだ白鹿と遭遇したので、この山を鹿咋山と呼びます。これと同じような伝承が「六禾郡条」にもあります。伊和大神が国づくりを終え国境を定めるため巡幸していると、舌を出した大きな鹿と遭遇します。

王者の異邦での狩りも、その地の支配を固めるという意味を持ちま



女鹿山

す。狩猟は安定支配が無いと実行できません。現地人を勢力（動物を追い立てる役）として動員すること、人的支配も確立します。この狩場に霊的諸相を持った鹿が現れます。白い鹿も大きな鹿の出現も、神霊から王者への、土地支配の追認と考えてよいでしょう。舌は食を表わし、支配者へ実りを捧げるという意味でしょうか。

鹿咋山は女鹿山（北条町黒駒・女鹿山自治区・西上野町）に該当すると考えられています。女鹿山には山頂に前方後円墳、山中に群集墳が造営され、地域有力者の墓域＝聖地に

なっています。

鹿は、弥生時代の銅鐸に水辺の動物として描かれるなど、かつて鹿と水を関連付けていたという説があり

農耕と神々

◇大汝命と二つの霊山

大汝命という神様の名前は、あまり馴染みがありませんが、別名を^{おおくにぬし}大国主命といい島根県の出雲大社の神様です。

その昔、大汝命が下鴨里で米をついたとき、その糠^{ぬか}がはるか檜原里にまで飛んでいきました。この米を確^{うす}でついた所が「碓居谷」、箕^みを置いた場所が「箕谷」、酒屋（酒を供える祭壇）を作った場所を「酒屋谷」、糠がいきついた先が「粳岡^{ぬかおか}」と呼ばれます。碓居谷・箕谷・酒屋谷の正確な場所はわかりませんが、粳岡は南網引町の糠塚山ではないかと考えられています。

粳岡と同じ檜原里にある「飯盛^{いもりだけ}嵩」は、県立フラワースセンターの前面にある飯盛山が該当すると思われるされています。この山で大汝命が食

ます。この説に従うなら、地名由来が水と関係する修布里の神獣として、霊山で白鹿と遭遇することとも結びついてきます。

べるご飯を盛ったことにより名づけたとあります。

粳岡・飯盛というお米に関する地名は、神前郡条の粳岡、揖保郡条の飯盛山にも見ることができます。糠がうず高く岡のようになるのも、飯（ごはん）を高く盛ることができるとも、多くの米が収穫できたからで、

霊山と古墳群

神聖視された糠塚山には古墳群があります。この山の奥にあたる南西部一帯の山中にも多くの古墳群が存在します。同様に飯盛山頂にも古墳があり、この山塊と亀ノ倉池を挟んだ南の山塊にも古墳が点在しています。これらの区域が地域有力者が眠る霊域だったと考えられます。



このように、白鹿が現れた鹿咋山（女鹿山古墳）も含め、賀毛郡条の霊山には群集墳が存在します。古墳の被葬者たちが、土地の神霊として信仰されていたことが分かります。



粳岡に比定される糠塚山（網引町）

いずれも豊穰の証といえます。

また、山の形をこれらに見立てたということもありますが、円錐形で遠くからでも目立つこうした山を神聖視し、豊穰を感謝する祭祀を行っていたと考えられています。

◇原生林が由来？

この檜原里は、柞^{なら}が生えていたから檜原と呼んだとあります。柞はブナやカシの総称で、「ドングリ」のなる種類が多いの樹木です。地名になるくらいですから、ブナやカシが生い茂る、かなり大きな原生林があつたのでしょうか。



飯盛嵩に比定される飯盛山（豊倉町）

かつては、ドングリも食料として採取されていました。原生林ですから、ほかにも実のなる木や自然薯^{じねんじょ}などの芋類、葉物、動物など食料の供給源でもありました。

現在、ナラに関連するような地名は残っていません。もし大きな原生林が地名の由来になったとするなら、旧地形から考えると鶴野台地（開拓は江戸時代）が檜原里の中で最も大きな原生林だったのではないのでしょうか。

◇治水に飽きた神

雲潤里の名は、飽きたという意味の「倦^うんだ」からきているといいま

す。

あるとき丹津日子神が法太川の流
れを雲潤の方へ別けようと、雲潤の
太水の神に持ちかけたところ、鹿や
猪の血で耕作するので川の水は不要
と太水神は断ります。これを聞いた
丹津日子神が「川を掘るのに倦みて
こう言っているだけだ」と述べます。
この「倦み」が「雲弥」となっ
て、転じて雲潤になったという伝承
です。この雲潤が現在の宇仁へつな
がっていると考えられています。法
太川は西脇市を流れる野間川でしょ
う。

獣の血を水の代わりにして耕作す



手前が野間川（法太川）、山の向こうが雲潤里

るといのは、田に靈力を与える呪
術的な効果があると考えられ、讃容
郡の地名由来でも生きた鹿の血で
苗代が作られています。

この伝承の特徴は、とうてい実現
不可能な灌漑の話を持ち出してま
で、郡外の法太里との関係性を描こ
うとしていることです。芳田地域は
加西郡に帰属した時代もあり、古代
にもこうした帰属の揺らぎがあつた
のかもしれない。

◇河内の里に海神

河内町周辺が比定地とされている
河内里には、住吉大神が訪れていま
す。住吉大神は住吉大社（大阪市）
が総本社です。古代の住吉神は国家
的な航海の守護神で、海外遠征や航
海安全をはかる神でした。

その住吉大神が従神とともに村に
現れます。大神が食事をとろうとす
ると、従神が村人が刈り集めた草を
散らし、大神の敷物にしてしまいま
す。この草は苗代を作るために集め
たものだったので、困った草主は大
神にその旨を訴えます。すると大神
が「汝の田は草を敷かなくても苗が
生育する」と言います。これ以降、



住吉大社第一本宮（大阪市）

この村では草を敷かなくても苗代が
できるようになりました。

この伝承の中では海神の住吉大神
が、農耕神の顔を見せています。ま
た、一人（汝）が受けた祝福が村全

椅鹿山の杣山

『住吉大社神代記』によると、賀毛郡の椅鹿山（加東市）に約十万杣の
住吉大社杣山があります。椅鹿山は、「端鹿里」として『播磨国風土記』
にも記述があります。記述の文末には伝承の結果として「山の木に菓子
なし。真木・柘・粉生」とあります。椅鹿の山が、建材・造船用に植
えられた、人工の針葉樹林であることが分かります。伐採された材木は
東条川から荷出しされ、加古川を下り海辺へ運ばれます。

椅鹿の杣山を管理していたのは船木連が率いる船木氏で、そ
の名は東条川沿いにある小野市船木町として残っています。

体に及んでいることから、草主は村
の主だと考えられます。

民俗学の一説に、大神級が従神を
つれて新しい土地へ移動する場合、
その神を信仰したり象徴する民族や
集団の移動ととらえる見方がありま
す。これをもとにすれば、河内里に
住吉神を信仰する集団が移動してき
て、彼等により新しい農業技術が河
内里にもたらされたと読めます。

なぜ海神の伝承が内陸部あるの
か、これは賀毛郡の山林が住吉大社
の杣山としてあてがわれたことに起
因します。杣山とは神社や寺院の建
築部材を確保するための山林です
が、住吉大社の杣は国家の造船に利
用されと考えられています。

この杣山を管理した氏族を

「山部」といい、山に関する複数の職能集団が集まっていたようです。賀毛郡では山林の管理に長じた集団が活動し、住吉神社のある場所が、彼らの活動範囲（つまり住吉大社の杣山）だったと考えてよいかと思えます。

河内里の伝承は、住吉大社の杣山が河内里まで拡大し、山部の集団が移動してきたことが伝承化したものと考えられます。

この山部を統括していたのが「山直氏」です。山直氏も当然ながら力を持ち『大智度論』の写経事業にも名を連ねていました。

◆北条住吉神社の謎が解ける

海神でありながら河内里では農耕神として登場する住吉大神。一方、住吉大神とともに移動してきたのは、杣山を管理する山部の一族です。彼らが信仰する神ですから、住吉大神はやはり山神としての性格を持っていた（持つようになった）ともいえます。

この住吉大神の山神的性格が見えるのが、北条住吉神社の由緒です。北条住吉神社は、平安時代前期に書



北条住吉神社本殿

かれたとされる『住吉大社神代記』に記述されている、「播磨国賀茂、住吉酒見社」に該当する神社とされています。

由緒では、河内の鎌倉山に従属神を従え降臨した住吉大神が、三重北条へ移動し、己の力を見せるために、田植えの完了した水田を、一夜のうちに森林に変えてしまえます。まさに山神の力を発揮しています。

この由緒自体は、中世期に整備されたと考えられています。由緒の中で北条住吉神社の住吉神大神が、なぜ距離の離れた河内の鎌倉山に降臨したのか。河内里の伝承を紹介することで、あることが見えてきました。

それは神社の由緒が、『播磨国風土記』の記述を意識して整備された可能性です。河内里伝承で河内里にやって来て力を見せた住吉大神の次の移動先として、三重北条が設定されています。この連結により『播磨国風土記』を、住吉神社の由緒の根

古墳の年代、根日女の時代

◆玉野村と玉丘の伝承

『播磨国風土記』の記述で、私たちに最もなじみが深いのが、玉野村と玉丘に関する地名由来でしょう。「根日女伝承」として市内でも広く知られています。玉野村は現在の玉野町、玉丘は玉丘古墳（玉丘町）で、ほぼ間違いのないでしょう。

ここに登場する後に天皇となる二人の皇子、意美（顕宗天皇）・袁美（仁賢天皇）のエピソードについては「美囊郡条」の「志深里」の伝承として記述されています。

同じく『日本書紀』や『古事記』にも、二皇子が即位に至るエピソードとして記述されています。大筋は、従兄弟である雄略天皇により謀殺さ

れた市辺押磐皇子の皇子意美・袁美が、難を逃れるため播磨国美囊郡志深里に落ち延び、タイミンクを見計らい素性を明かし、再起を図り、やがて皇位に就くというものです。

『古事記』と『日本書紀』の中では、根日女や玉丘に関する記述がないた

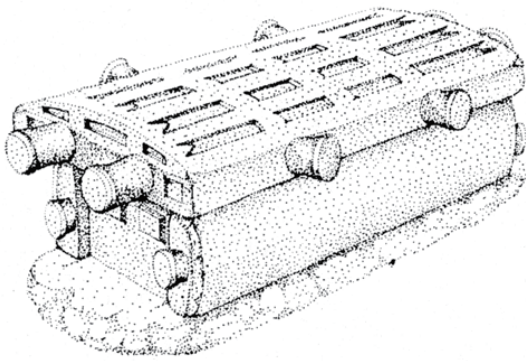


玉丘古墳（玉丘町）

め、根日女伝承については、二皇子伝承の外伝的エピソードで、賀毛郡のみで伝わった独自の伝承であることが分かります。

◆遺跡としての玉丘古墳

玉丘古墳は全長一〇九mの前方後円墳で、県下で六番目の規模を誇ります。明治時代に盗掘を受け、刀剣や玉類が出土したと伝えられていますが、詳細は不明です。盗掘坑の底には、長持形石棺の一部が残っています。現在は確認できませんが、墓壙（墳丘に掘られた埋葬のための墓穴）の底には、石英質の白石の礫



玉丘古墳長持形石棺復元図 図提供 加古川市

が敷かれていたと伝わっています。

築造時期は、古墳時代中期初頭の四世紀末で、残念ながら根日女伝承の舞台となる、顕宗・仁賢天皇の即位時期と考えられる六世紀前中期とは、一五〇年ほど開きがあります。

被葬者は、墳形（前方後円墳）や葬られた石棺（長持形石棺）から、四世紀末に活躍した中央政権と関係が深い地方豪族と考えられています。

玉丘古墳の造営と『風土記』の時代は、三〇〇年強の開きがあります。根日女伝承は、玉丘古墳の造営と『風土記』の間に位置します。

◆語り部がつむぐ玉丘伝承

古墳は墓であるのと同時に、被葬者の権勢を後世に示すものでもあります。前方後円墳に葬られるほどの実力者ですから、被葬者の情報が語り部や伝承など、人々の口を介して伝えられていた（伝えられることを本人も望んでいた）のではないでしょう。南北を山に挟まれた溪谷に前方後円墳二基（玉丘古墳・小山古墳）を含む多数の古墳が存在する風景は、伝承を残すに十分すぎる素

材だったでしょう。

もし、玉丘古墳の墓壙の底に敷かれていた白石が、伝承の「玉をもちて墓を飾る」に発展したとするならば、墓壙底の状態は四世紀末の造営時にしか知れない情報であり、被葬者の情報が奈良時代まで地元で語り継がれていたという証拠になるのではないのでしょうか。

この伝承が自然発生的に、六世紀中頃の二皇子と結びつくとするれば、皇子の業績が伝承化（過去の話として伝えられる）した後のことで、少

なくとも五十年は必要でしょう。

そうになると、根日女伝承は、最も早い年代では、七世紀初頭の飛鳥時代に形成されたこととなります。

◆針間鴨国造の報告

報告を書き上げるには、各郡司や里長から情報を集める必要があります。当時の郡司や里長は、現地の有力者が当てられることもありま

た。賀毛郡の豪族（おそらく針間鴨国造の一人）が、根日女と結びついた

古墳のある風景

玉丘古墳も造営当時は、葺石で飾られた円筒埴輪が廻っているの、復元整備された五色塚古墳（神戸市）に近い見え方だったと思われます。しかし、三〇〇年を経ると樹木が生え、現在に近い見え方をしている、本当に玉で飾っていたのか分からない状態だったのではないのでしょうか。

一方、古墳群としては、現在は失われ見ることのできなくなった古墳が多数ありました。もう一基の前方後円墳である小山古墳や円墳・方墳、完全な形のマンジュウ古墳や笹塚古墳など、私たちが目にするこのできない壮観な古墳群の風景が広がっていたと思います。



葺石を復元した五色塚古墳（神戸市）写真提供 神戸市

伝承を報告したのか、あるいは古墳に伝わる伝承を中央とのつながりを示す具体的なエピソードとして、二皇子の伝承（志深里の伝承）に仮託した可能性もあります。

持ち、賀毛郡条に多く取り入れられた応神天皇ではなく、あえて意案・袁奚だったのは、二天皇の政權樹立に関して、何んらかの賀毛郡との関わりが、伝承として残っていたのかもしれない。

『播磨国風土記』に記述のない仏教施設

◇風土記と古代仏教

播磨は仏教導入に関わりを持つ吉備氏や蘇我氏、上宮王家（厩戸皇子）との関係が深く、仏教文化が深く浸透しています。

加西では、白鳳時代（七世紀後半～八世紀初頭）に製作され、日本最古級と言われる三基の石仏のうち二基が発見されています。国の重要文化財にも指定されている、古法華寺の浮彫三尊仏龕（古法華石仏）



古法華石仏（国重文）

と普光寺川で発見されたと伝わる、平疑原神社（繁昌町）の浮彫五尊仏があります。

大化二年（六四六）に薄葬令が規定されると、古墳文化は収束に向かいます。こうした中、寺を建立することでも自分たちの力を示そうとする、地方の有力者が出現します。賀毛郡でも一〇か寺の古代寺院が発見されています。

加西市域にあるのは、白鳳期の繁昌廃寺・殿原廃寺・吸谷廃寺、奈良時代の野条廃寺・古法華山寺の五か寺です。これらの仏堂は規模が大きくなると、『大智度論』写経事業に見られるように、複数の有力者が出資者になっていたと考えられています。

繁昌廃寺は、平疑原神社のすぐ北

側に位置し、発見された五尊石仏との関係が考えられます。殿原廃寺は、『大智度論』写経が行われた既多寺に比定されています。吸谷廃寺は、谷の開口部に位置する村前遺跡（西上野町）から、奈良時代の役所跡とみられる大規模倉庫群が発見されていることから、この場所が修布里の中心だった可能性が指摘されています。

野条廃寺からは、塔基壇跡などが発見されていますが、寺全体や周辺との関係性は、未だ解明されていません。古法華山寺は、現在の古法華寺周辺から奈良時代の遺物が発見されていることから、小さな仏堂が

あったと考えられています。ここには白鳳期の古法華石仏が存在するため、この頃には山岳修行者によって山が開かれていたと考えられています。

こうした仏教施設は、風土記が作成された頃には建立されていましたが、『播磨国風土記』には大規模建築物や仏教施設の記述がありません。『出雲国風土記』には寺院の記述があるので、記述する必要がなかったとも考えられません。この欠落を『播磨国風土記』が未完成（草稿）だったという根拠の一つに挙げられる場合があります。

石作部の転身

古法華石仏の製作には、石を取り扱う石作部が関与していたと考えられています。石作部は、古墳文化が華やかな頃、石棺を作製し文化の一角を担っていました。

また、寺院の建築には柱を置く礎石が必要になるので、寺院建築にも関与したと考えられます。古墳から仏教へ有力者のニーズに併せて転身した石作部は、自身も地方の有力者として『大智度論』の写経に出資しています



吸谷廃寺の礎石（吸谷町：慈眼寺）

『播磨国風土記』 賀毛郡条

波々神在於此山故國焉
 賀毛郡 所以賀毛者品太天皇之世於鴨村雙鴨作
 栖生乎故日賀毛郡 上鴨里 下鴨里 右二里
 号鴨里者已評於上但後分爲二里故日上鴨下鴨所以品
 太天皇巡行之時此鴨飛於居條布井樹此時天皇
 問云何鳥哉阿後當麻品遲部君前玉答曰住於川鴨勅
 令射時獲一矢中二鳥即負矢後山本飛越之慶号鴨坂
 落斃之慶者仍号鴨谷者又義之慶者若坂下鴨里有確
 居谷其頂屋谷此大世今造確稻春之慶者号確居谷
 箕量之慶者号箕谷造漏屋 慶者号漏屋谷 條布
 里 所以号條布者此村在井一女汲水即被吸後故日
 号條布慶咋山右所以号慶咋者品太天皇行時白檀
 咋已古遇於此山故日慶咋山 品遲部村 右号然者品
 太 天皇之世品遲部等速祖前玉所賜此地故号品遲部
 村 三重里 所以云三重者昔在一女校篇以布粟食

※青い里名は、加西市域が含まれると考えられている里

賀毛郡。賀毛と号くる所以は、品太の天皇の世、鴨村に双の鴨、栖を作りて卵を生みき。故、賀毛の郡といふ。

上鴨里。土は中の上なり。下鴨里。土は中の中なり。右の二つの里、鴨の里と号くるは、已に上に詳かなり。但し、後に分ちて、二つの里と為す。故、上鴨・下鴨といふ。その所以は、

品太の天皇、巡り行でましし時、此の鴨飛び発ちて、修布の井の樹に居りき。此の時、天皇、問はしたまひしく、「何の鳥ぞ」とのりたまひき。阿從、当麻の品遲部君前玉、答へて曰さく「川に住める鴨なり」とまをしき。勅して射しめたまふ時、

一矢を發ちて、二つの鳥に中たりき。即ち、矢を負ひて山の岑より飛び越えし処は、鴨坂と号け、落ち斃れし処は、仍りて鴨谷と号く。羹を煮し処は、煮坂といふ。下鴨里に、確居谷・箕谷・酒屋谷あり。此れ、大汝命、確を造りて稻を春きし処は、確居谷と号け、箕を置きし処は、箕谷と号け、酒屋を造りし処は、酒屋谷と号く。

修布里。土は中の中なり。修布と号くる所以は、此の村に井あり。一の水、水を汲む、即ち吸ひ没れられき。故、修布と号く。鹿咋山。右、鹿咋と号くる所以は、品太の天皇、狩に行でましし時、白き鹿、己が舌を咋ひて、此の山に遇ひき。故、鹿咋山といふ。

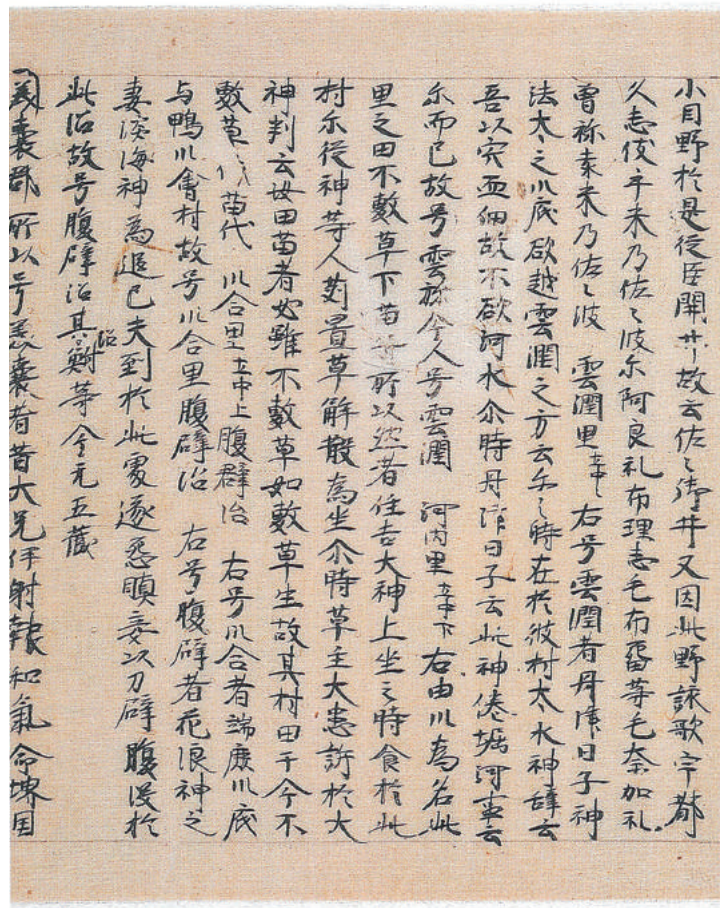
品遲部村。右、然号くるは、品太の天皇の世、品遲部等の遠祖、前玉、此の地を賜はりき。故、品遲部村と号く。

村 三重里 ミヘノサト 所以云 三重者昔在一女被擒以布裹食
重居不能起立故曰三重 榎原里 エノハラノサト 所以号榎原者柢生此
村故曰柢原俊康野 右号俊康野者品太天皇之世大
伴連等請此處之時喚国造里田列而問地状尔時對曰後
衣如藏櫛廣故曰俊康野 飯盛高右号然者大母命
之序飯盛於此嵩故曰飯盛高 村号右号榎原者大母命
令春桶於下鴨村散飯飛到此里故曰榎原有玉野村所以
者意美表美二皇子等坐於坐義臺歡志深里高宮遣山
部小楮誅国造許麻女娘日女命於是恨日女已依今訖
二皇子相辭不娶于日間根日女老長逝于時皇子等大氣
即遣小立勅云朝夕日不隱之地造墓藏其骨以玉飾墓故
緣此墓号玉丘其村号玉野 起勢里 コセノサト 右号起勢者巨
勢部小居於此村仍為里名見江右号見は者品太天皇也

三重里 ミヘノサト 土は中の中なり。三重という所以は、昔、一の女あり
き。筠を抜きて、布をもつて裏み食ひしに、重ね居て起立つこ
と能はずありき。故、三重といふ。
榎原里 エノハラノサト 土は中の中なり。榎原と号くる所以は、柢、此の村に
生ふ。故、柢原といふ。
伎須美野 キスミノ 右、伎須美野と号くるは、品太の天皇の世、大伴連
等、此處を請ひし時、国造黒田別を喚して、地状を問ひたま
ひき。爾時、對へて曰さく「縫へる衣を櫃の底に藏めるが如し」
と。故、伎須美野といふ。
飯盛高 イヒモリタカ 右、然号くるは、大汝命の御飯を、此の嵩に盛りき。
故、飯盛高といふ。
榎岡 エノオカ 右、榎岡と号くるは、大汝命、稻を下鴨の村に春かし
めたまひしに、榎散りて、此の岡に飛び到りき。故、榎岡といふ。
玉野の村 タマノムラ あり。その所以は、意美・袁美、二はしらの皇子
等、美囊の郡志深の里の高宮に坐して、山部の小楮を遣りて、
国造許麻の女、根日女命を誂ひたまひき。是に、根日女、
已に命に依り訖はりぬ。爾時、二はしらの皇子、相辭びて娶ひ
たまはず、日の間に根日女、老いて長逝りぬ。時に皇子等、大
く哀み、即ち小立を遣りて、勅りたまひしく、「朝夕に日の隠
はぬ地に墓を造りて、其の骨を藏め、玉をもちて墓を飾れ」と
のりたまひき。故、此の墓に縁りて玉丘と号け、其の村を玉野
と号く。
起勢里 コセノサト 土は下の中なり。臭江・黒川あり。右、起勢と号くる
は、巨勢部等、此の村に居りき。仍りて里の名と為す。

勢部小居於此村仍為里名見江右号見江者品太天皇也
播磨國之田村君在百个村君而已村別相聞之時天皇勅
追聚於此村患皆斬死故日見江其西里流故号里山
山猪飼野 右号山田者人居山際遂由為里名 猪養
野 右号猪飼者難波高津宮宇天皇之世日向肥人朝戶
君天照大神坐舟於猪飼進之可飼所求申作仍所賜此
處而放飼猪故日猪飼野 端鹿里上下上 今在其神 右号端
鹿者昔神於諸村班菓子至此村不足故仍云間有武故号端
鹿此村至于有今山木無菓子生莫木 穗積里 上下上
所以塩野者鹹水出於此村故日塩野今号穗積者穗積
臣等族居於此村故号穗積 小目野 右号小目野者品太
天皇巡行時宿於此野仍望賢四方勅云彼觀者海太河
武後臣對日此寂也余特宣云大體難見無小月武故日号
小月野於是後臣開井故云佐井又因此野詠歌宇都

臭江 右、臭江と号くるは、品太の天皇の世、播磨國の田の
村君に百八十の村君ありて、己が村別に相聞ひし時、天皇
勅して、此の村に追ひ聚めて、悉皆、斬り死したまひき。
故、臭江といふ。其の血、黒く流れき。故、黒川と号く。
山田里 土は中の下なり。猪飼野 右、山田と号くるは、人
山の際に居りき。遂に由りて、里の名と為す。
猪飼野 右、猪飼と号くるは、難波の高津宮に御宇しめしし
天皇の世、日向の肥人、朝戸君、天照大神の坐せる舟の於に、
猪を持ち参來て進りき。飼ふべき所を求ぎ申し仰ぎき。仍りて、
此の処を賜はりて、猪を放ち飼ひき。故、猪飼野といふ。
端鹿里 土は下の上なり。今も其の神在す。右、端鹿と号くる
は、昔、神、諸村に菓子を班ちたまひしに、此の村に至りて足
らず。故、仍りて、「問なるかも」とのりたまひき。故、端鹿
と号く。此の村、今に至るまで、山の木に菓子なし。真木・
柁・粉生ふる。
穗積里 本の名、塩野なり。小目野。土は下の上なり。塩野と
いふ所以は、鹹水、此の村に出づ。故、塩野といふ。今、穗積
と号くるは、穗積臣等の族、此の村に居り。故、穗積と号く。
小目野 右、小目野と号くるは、品太の天皇、巡り行でましし
時、此の野に宿りたまひき。仍ち、四方を望み覽たまひて、勅
りたまひしく「彼の觀ゆるは、海か、河か」とのりたまひき。
從臣、對へて曰さく「此は霧のなり」とまをす。爾時、宣りた
まひしく「大體は見ゆれども、小目なきかも」とのたまひき。
故、日ひて小目野と号く。是に、從臣、井を開きき。故、佐々
の御井といふ。又た、此の野に因りて歌詠したまひき。



天理大学天理図書館所蔵

小目野於是後居開井故云佐し清井又因此野詠歌宇都
久志俊平未乃佐し波尔阿良礼布理志毛布留等毛奈加礼
曾祿素未乃佐し波 雲潤里 右号雲潤者丹津日子神
法太之川底欲越雲潤之方云云時在於彼村太水神辭云
吾以穴而細故不欲河水尔時丹津日子云此神使堀河云
尔而已故号雲潤今人号雲潤 河内里 右由川為名此
里之田不敷草下苗所以然者住吉大神上坐之時食於此
村尔後神等人對置草解散為坐尔時草主大患訴於大
神判云世田苗者必雖不敷草如敷草生故其村田于今不
敷草 苗代 川合里 上腹辟治 右号川合者端廣川底
与鴨川會村故号川合里腹辟治 右号腹辟者花浪神之
妻淡海神為退已夫到於此處遂娶以刀辟腹後於
此治故号腹辟治其對等今无五藏
國表郡所以号表裏者昔大兄射鰐和氣命等
宇都久志伎 乎米乃佐々波爾 阿良礼布理
志毛布留等毛 奈加礼曾祿 袁米乃佐々波
雲潤里 土は中の中なり。右、雲潤と号くるは、丹津日子の
神、「法太の川底を雲潤の方に越さむと欲ふ」と爾云し時、彼
の村に在せる太水の神、辭びて云りたまひしく、「吾は穴の
血をもちて佃る。故、河の水を欲りせず」とのりたまひき。
爾時、丹津日子、云しく「此の神は、河を掘る事に倦みて、爾
いへるのみ」といひき。故、雲彌と号く。今の人、雲潤と号く。
河内里 土は中の下。右は、川に由りて名と為す。此の里の田
は、草敷かずして、苗子を下す。然ある所以は、住吉の大神、
上り坐しし時、此の村に食したまひき。爾に、從神等、人の荊
り置ける草を解き散けて、坐と為しき。爾時、草主大く患へて、
大神に訴へまつりき。判りて云りたまひしく、「汝が田の苗は、
必ず、草敷かずとも草敷けるが如く生ひむ」とのりたまひき。
故、其の村の田は、今に草敷かずして苗代を作る。
川合里 土は中の上なり。腹辟の沼 右、川合と号くるは、
端鹿川の底と鴨川と、村に會へり。故、川合の里と号く。腹辟
の沼 右、腹辟と号くるは、花浪の神の妻、淡海の神、己が夫
を追はむとして、此処に到り、遂ひに怨み瞋りて、妾、刀以ち
て腹を辟きて、此の沼に没りぬ。故、腹辟の沼と号く。其の沼
の鰐等、今に五藏なし。

編集後記

古代史は、まだまだ解明されていない部分が多く、『播磨国風土記』にある里や地名の位置ですら、諸説が発表されるなど、日夜研究が続けられています。

しかし歴史は、研究者だけのものではありません。未明の空白を埋めるのは、私たちの自由な発想や、素朴な疑問から始まってもよいと思います。

『播磨国風土記』には、現在に残る地名や伝承があります。これから始まる「播磨国風土記一三〇〇年祭事業」の中で、市民の皆さんに、古代の風景に思いを馳せる機会を作って行きたいと考えます。

本書が加西の歴史を楽しむきっかけとなれば幸いです。

加西市立図書館 郷土資料係
編集担当 萩原康仁

参考文献

『加西市史』加西市史編さん委員会

第一巻 本編 1 (考古・古代・中世)

第七巻 史料編 1 (考古)

第八巻 史料編 2 (古代・中世・近世 I)

別巻 加西の石仏

『風土記から見る古代の播磨』坂江渉 編著 神戸新聞総合出版センター

『新編日本古典文学全集 5』「風土記」 小学館

『播磨国風土記』沖森卓也・佐藤信・矢嶋和泉 編著 山川出版社

『日本古代氏族人名辞典 [普及版]』吉川弘文館

古代の加西と播磨国風土記

2013 年 11 月 1 日発行

編集 加西市立図書館 郷土資料係

兵庫県加西市北条町北条 28-1

T E L : 0790-38-0106

発行 播磨国風土記 1300 年祭実行委員会

兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

加西市ふるさと創造部 播磨国風土記 1300 年事業推進室

T E L : 0790-42-8756

<http://www.city.kasai.hyogo.jp/05toku/02hari1300/index.htm>

Facebook <https://www.facebook.com/kasai.fudoki>

古代の加西と播磨国風土記

2013年11月1日発行 編集・加西市立図書館 郷土資料係 発行・播磨国風土記1300年祭実行委員会
加西市北条町横尾1000番地 加西市ふるさと創造部 播磨国風土記1300年事業推進室



播磨国風土記 1300 年祭事業
ホームページ
<http://www.city.kasai.hyogo.jp/05toku/02hari1300/index.htm>

播磨国風土記 1300 年祭事業
フェイスブック
<https://www.facebook.com/kasai.fudoki>

